

令和2年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和2年9月4日(金)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
(町長招集あいさつ)
- 第 4 報告第 2号 令和元年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について
- 第 5 承認第 16号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 17号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 7 議案第 36号 令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 8 議案第 37号 令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
- 第 9 議案第 38号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 10 議案第 39号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 11 議案第 40号 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 12 議案第 41号 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定について
- 第 13 議案第 42号 永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について
- 第 14 議案第 43号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 44号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 45号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

て

第17 議案第46号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の
制定について

第18 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について

第19 諮問第 3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について

第20 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番 松川正樹君

2番 上田誠君

3番 中村勸太郎君

4番 金元直栄君

5番 滝波登喜男君

6番 齋藤則男君

7番 江守勲君

8番 伊藤博夫君

9番 長岡千恵子君

10番 川崎直文君

11番 酒井和美君

12番 酒井秀和君

13番 朝井征一郎君

14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君

副 町 長 山口真君

教 育 長 室秀典君

消 防 長	朝 日 光 彦 君
総 務 課 長	平 林 竜 一 君
財 政 課 長	川 上 昇 司 君
総 合 政 策 課 長	原 武 史 君
会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課 長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	森 近 秀 之 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前11時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る8月17日、町長より令和2年第4回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴者心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、議場に入場する議員、理事者及び傍聴者を含め、手洗いまたは消毒、検温及びマスクの着用としましたので、よろしくお祈いします。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和2年第4回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、伊藤君、9番、長岡君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、9月4日から9月18日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、9月4日から9月18日までの15日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 令和2年第4回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

厳しい残暑が続いているところでございますが、朝夕は幾分暑さも和らぎ、町内でも稲刈り時期を迎え、実りの秋を感じているところです。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年のお盆はコロナ禍の中にあり、家族旅行の中止や県外のご親族が帰省を控えるなど、町民の皆様にとっては特別な夏となった方も多くいらっしゃると思います。

このような中、第33回永平寺大燈籠ながしは、例年とは一部変更し、参加者を関係者に限定し、先祖供養の短冊を燈籠舟で流すという形となりました。全国の皆様から多くのご賛同を得られ、大燈籠ながしにかかる思いを再認識するとともに、今年も途切れることなく来年につながることを大変うれしく思います。改めて、ご尽力をいただいた曹洞宗大本山永平寺様をはじめとする関係者全ての皆様に、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

県は先月27日、県内での新規感染者が増加し、入院患者についても基準を超える見込みがあることから、独自の基準に基づく注意報を福井県感染拡大警報に切り替えて発令しました。

本町としましては、新規感染者が20人近くになった時点で早めに対策本部会議を開催し、警報レベルに移行した場合の対応を協議し、今後の行動を確認したところです。また、警報が発令されたその日の午後にも対策本部会議を開催し、施設利用の制限内容や利用時におけるマスク着用等の徹底について再度確認し、情報発信を行いました。

また、今回の警報発令に伴い、町内飲食店などを含む町内事業者の安全対策事業の前倒し実施に対しまして、議員の皆様のご理解とご協力をいただきましたこと、厚く御礼申し上げる次第です。今後も、議会とご相談をしながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における新しい避難方法について申し上げます。

現在、福井大学との協働で新型コロナウイルス対策も考慮した福祉避難所の開設、運営の在り方を探る検討会を立ち上げ、避難所の開放・運営ガイドラインの策定に取り組んでいるところでございます。

8月7日と13日には、日本災害看護学会理事長の酒井明子福井大学教授による町内の福祉避難所の視察を行い、密にならないようなレイアウトや新型コロナウイルスを踏まえたゾーニングを重視しながら、避難者の動線の確保、ゾーンごとのトイレの状況などを確認いたしました。

今後は、課題を洗い出し、関係機関と情報を共有しながら、ガイドラインの策定と避難所における要配慮者の良好な生活環境の確保に努めていきたいと思っております。

また、現在、台風10号が発達しながら北上しており、気象庁も最大級の警戒を呼びかけております。最近、台風の大型化が懸念される中、これから台風が多く発生する時期を迎えますので、大雨や暴風への備えにつきましても万全を期してまいります。

小中学校の対応について申し上げます。

学校活動での新型コロナウイルス対策に加え、熱中症対策も含めた対応を行っており、水分、塩分の補給や時間割の入替え、熱中症指数の高い日の活動中止、部活動の時間短縮など、それぞれに工夫をしながら取り組んでいるところです。

小中学校の修学旅行につきましては、県内旅行で1泊2日の日程とすることを決め、保護者の皆様にもご通知をさせていただきました。

学校行事等が時間短縮や内容の変更等で縮小せざるを得ない状況ではありますが、児童生徒の皆さんには、友達とたくさんの思い出をつくり、楽しい学校生活

を送っていただきたいと思います。

次に、上志比支所庁舎建設について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、労務の確保や資材等の調達に不測の事態が発生しておりますが、住民サービスのさらなる向上と上志比地区の防災拠点の中核的施設として整備を進めており、11月下旬には備品やシステム等の移転作業を行い、12月上旬の業務開始を予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、山王地区の小規模宅地分譲事業について申し上げます。

現在、3区画の小規模宅地造成工事及び、隣接する町道の道路改良工事等を行っており、10月上旬の販売開始を目指しているところでございます。9月中には分譲案内看板の設置や、広報紙等による広告宣伝を開始するとともに、若者世代が分譲地購入を促進するための助成制度を整備し、上志比地区への定住促進を図ってまいります。人口減少を抑制し、「住んでよかった」「住み続けたい」と言える魅力あるまちづくりをこれからも進めてまいります。

次に、空き家等の利活用について申し上げます。

7月に、空き家等物件の利活用など様々な地域課題解決を目的に、福井県地建物取引業協会及び全日本不動産協会福井県本部と包括的地域連携協定を締結いたしました。

連携協定後は、地域産業の振興、包括的創業支援という観点から、町内遊休農地や空き店舗の利活用について、町内事業者の皆様を交えて情報共有しながら事業を進めているところでございます。

今後も引き続き、民間の活力をお借りしながら、空き家等対策、定住化の推進など、綿密な相互連携と協働による活動を推進してまいります。

次に、町立在宅訪問診療所について申し上げます。

これからの超高齢化社会に対する在宅医療の推進における重要施策である多職種連携による在宅ケアの体制づくりを目的に、永平寺町立在宅訪問診療所が開所して1年が経過いたしました。徐々にではありますが、在宅ケアの機能が浸透し、住み慣れた場所で生きたいという要望に着実に応えをできている状況です。

今回の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、今後は、オンラインによる診療や健康診査なども視野に入れながら、少子・高齢化対策を推進していくことが重要だと感じているところであります。

新型コロナウイルス感染症により、人や物の移動が停滞し、経済に深刻な打撃

を与えていますが、中部縦貫自動車道の県内区間の全線開通を控え、県内外の企業から永平寺町内への進出の提案をいただくようになりました。もちろん、進出に当たって越えなければならないハードルは多くありますが、これからの永平寺町にとって真に必要と考えられる案件にあつては、関係機関はもちろん、地域の方々とも調整してまいりたいと考えております。

このような企業進出の提案は、平成27年に策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、金融機関、大学、関連機関との包括的連携協定や協働事業を実施してきた成果だと考えており、引き続き、この流れを継続していきたいと考えております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、令和元年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、実質公債費比率等の5つの財政指標について報告させていただくものでございます。

令和元年度一般会計、特別会計、上水道事業会計の決算認定につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会に決算の認定をお願いするものでございます。

令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として良好な議場環境を整備する必要があったことから、議場にアクリル板つい立てを整備する費用として、8月11日に専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて説明をいたします。

総務費においては、えちぜん鉄道、京福バスなどの公共交通事業者に対する運行維持支援金や衛生関係消耗品などの新型コロナウイルス感染症対策費用、住まいる定住応援事業補助金などを計上しております。

民生費では、翠荘の空調設備整備工事に係る費用などを計上しております。

農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症対策として、農業生産者を支援する事業費などを計上しております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策利子補給金及び基金積立金、安全対策事業補助金などを計上しております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の学習の充実を図るための必要な備品、消耗品等の整備に係る費用などを計上しております。

災害復旧費では、6月の梅雨前線豪雨により被災した林道2か所の災害復旧に係る測量設計業務委託料や工事請負費を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、当初計画しておりました事業等が中止となったことによる事業費の減額も行っております。

これらにより、一般会計補正予算の総額は3億3,689万円となった次第でございます。

これら歳出の財源となります歳入では、県支出金、財政調整基金、前年度繰越金等により措置をしております。

令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、松岡地区における住宅用公共ます設置工事費の増額分を計上しております。

令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、上水道使用料等の一部減免をさらに4か月間延長するための費用を計上しております。

損害賠償の額を定めることの専決処分の承認につきましては、小学校敷地内の物損事故において、相手方と損害賠償の額について示談が成立したことに伴うもので、8月17日に専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、条例の制定及び一部改正につきまして、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定の外5件、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、いずれも上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり案件の概要等を申し上げましたが、今後ともさらなる町勢発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

～日程第4 報告第2号 令和元年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、報告第2号、令和元年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、報告を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました令和元年度永平寺町財政健全

化判断比率等の報告につきましては、法律の規定に基づき、実質公債費比率をはじめとする5つの指標を公表するものであり、令和元年度決算における本町の状況は、健全な団体として、いずれも国が定める基準以内となっております。

以上、ご報告といたします。

今後も積極的に行財政改革を進め、引き続き、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） ただいま上程いただきました報告第2号、令和元年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告につきましてご報告をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

令和元年度永平寺町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

永平寺町財政健全化判断比率等につきましては、財政健全化法に規定された基準比率に応じて、自治体の財政健全度合いを5つの指標を用いて表されるものであります。本町の指標は本年も、国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標についてご説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の度合いを指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでありますが、本町は黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体として赤字の度合いを指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものでありますが、一般会計、特別会計、企業会計、いずれも黒字であり問題はないと判断されます。

次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、自治体の収入に対する負債返済の割合及び資金繰りの度合いを示すものであります。本町におきましては、地方債の借入れの返済金並びに一部事務組合が起こしました本町分の公債費及び上水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計への繰出金等が対象となります。また、実質公債費比率は、平成29年度から令和元年度までの3か年の平均で表されるものでございます。

令和元年度の実質公債費比率は7.5%となり、昨年の7.9%と比較しますと0.4ポイント下がっております。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性がある負担等で、現時点での残高を指標化して、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。一般会計の起債現在高、債務負担行為、一部事務組合が起こした本町分の起債残高、全職員の退職手当支給予定額など、将来にわたって抱えている負債が対象となります。令和元年度の将来負担比率は9.1%となり、昨年の16.6%と比較しますと7.5ポイント下がっております。

次に、公営企業における資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。上水道事業会計や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断されます。

なお、議案書の3ページから4ページにつきましては、8月5日に実施されました令和元年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見について、監査委員より提出されたものであります。

以上、令和元年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号、令和元年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第5 承認第16号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、承認第16号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第16号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げ

げます。

承認第16号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議場に
アクリル板つい立てを整備する費用で、補正予算総額は35万6,000円でご
ざいます。

歳入におきましては、全額、財政調整基金繰入金としております。

なお、この承認第16号は、令和2年8月11日に専決処分とさせていただ
いたものでございます。

以上、承認第16号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
についての提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、承認第16号、令和2年度永平寺町一般会計
補正予算の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

この承認第16号の補正予算につきましては、令和2年8月11日付で、地方
自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3
項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円
を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,75
5万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額につきましては、9ページから10ページにかけての第1表歳入
歳出予算補正によるところでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出では、款1議会費、目1議会費、新型コロナウイルス感染症対策としまし
て、議場における3密回避のため、アクリル板つい立てを整備する費用35万6,
000円でございます。

13ページをお願いいたします。

歳入では、款18繰入金、目1繰入金、財政調整基金繰入金35万6,000
円としております。

以上、承認第16号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認

についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

日程第5、承認第16号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 承認第17号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第6、承認第17号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第17号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この事件につきましては、令和2年8月17日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

概要といたしましては、自治体業務遂行上の過失による物損事故について、相手方との示談が成立したことに伴い、損害賠償の額を専決処分したものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、承認第17号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認につきまして、総務課よりご説明いたします。

この事件につきましては、8月14日付で相手方と示談が成立したことから、早急に損害賠償金を支払う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の16ページをお願いいたします。

専決処分の内容でございますが、事故発生日は令和2年7月22日でございます。事故発生場所は永平寺町松岡吉野26の3、吉野小学校敷地内でございます。

事故の概要ですが、学校用務員が学校敷地内の草刈り作業中の飛び石により、駐車していた自家用車の運転席側窓ガラスが破損し、損害を与えたものでございます。

事故の種別は物損事故で、損害賠償の額は5万2,283円でございます。

なお、損害賠償金につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険の適用となります。

以上、ご説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

日程第6、承認第17号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 議案第36号 令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認

定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第7、議案第36号、令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第36号、令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第233条の規定に基づきまして決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けた後、監査委員の意見を付しまして議会に提出し、認定をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 会計課長。

○会計課長（酒井宏明君） ただいま上程いただきました議案第36号、令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての補足説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして議会の認定をお願いするものです。

各会計とも関係法令の定めるところによりまして決算書を調製し、7月30日、31日、8月3日、5日に書類審査を、8月6日に現場審査を、監査委員の決算審査を受け、意見を付しまして9月定例議会へ議案の提出をさせていただき、認定をお願いするものです。

以上で令和元年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号の件を、会議規則第39条第1項の

規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第8 議案第37号 令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第37号、令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第37号、令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方公営企業法の規定に基づき決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けましたので、監査委員の意見を付し議会に提出し、剰余金処分の議決及び決算の認定をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） ただいま上程いただきました議案第37号、令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、上水道事業会計の決算についてご説明申し上げます。

議案書の101ページをお願いいたします。

収益的収支の成果を表す損益計算につきましては、給水収益の落ち込みにより、令和元年度の純利益は、前年度より減の6,367万7,000円となったところでございます。

次に、議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

財産総額を表します貸借対照表につきましては、資産の減価償却が進んだことから、資産の額及び負債、資本の合計額は、それぞれ33億7,110万8,000円となったところでございます。

次に、剰余金の処分についてご説明申し上げます。

上水道事業会計決算書12ページをお願いいたします。

剰余金の処分につきましては、補填財源として使用するために取崩しを行った積立金4,800万円を資本金に組み入れる処分と、さきにご説明いたしました純利益を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てる処分をお願いするものでございます。

以上、令和元年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議及びご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第8、議案第37号の件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第9 議案第38号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第10 議案第39号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第11 議案第40号 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第38号、令和2年度永平寺町一般会

計補正予算についてから日程第11、議案第40号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程をいただきました議案第38号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第40号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第38号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、えちぜん鉄道、京福バスなど公共交通事業者に対する運行維持支援金や、会議室等の換気のための網戸設置工事、衛生関係消耗品及び避難所運営に必要とする備品等の整備費用、学生応援事業補助金などの新型コロナウイルス感染症対策費用、企業立地促進事業助成金、住まいる定住応援事業補助金、町税還付金等を計上しております。

民生費では、翠荘の空調設備整備工事、東幼稚園の施設改修工事に係る実施設計委託料等を計上しております。

農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、農業生産者を支援する地産地消支援事業補助金や県単土地改良事業費などを計上しております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策利子補給金及び基金積立金、安全対策事業補助金などを計上しております。

土木費では、下水道事業特別会計繰出金を計上しております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の学習の充実を図るための必要な備品、消耗品等の整備に係る費用や、松岡公民館トイレの改修費用を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、当初計画しておりました事業等が中止となったことによる事業費の減額も行っております。

災害復旧費では、6月の梅雨前線豪雨により被災した林道2か所の災害復旧に係る測量設計業務委託料や工事請負費を計上しております。

これらにより、一般会計補正予算の総額は3億3,689万円となった次第でございます。

これら歳出の財源となります歳入では、県支出金、財政調整基金、前年度繰越

金等により措置をしております。

次に、議案第39号、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

松岡地区において、住宅の公共ます設置工事費が当初の見込みを上回ることとなり、その費用をお願いするものでございます。

次に、議案第40号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としまして、上水道使用料等の一部減免をさらに4か月間延長するための費用をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 議案第41号 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、議案第41号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第41号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

道路運送法第79条の規定により国土交通大臣の行う登録を受けて行う旅客運送及び同法第4条の規定により国土交通大臣の許可を受けて行う旅客輸送について、町が行う有償旅客運送の実施及び運営に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第13 議案第42号 永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第13、議案第42号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第42号、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、福井県経営安定資金及び福井県新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けた町内の事業所に対して、町が実施する当該融資における利子補給事業に必要な財源に充てるため、永平寺町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置することに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第14 議案第43号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第14、議案第43号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第43号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

第3子以降の保育料の無償化事業は、県すくすく保育支援事業実施要綱に基づき実施してまいりましたが、実施要綱が改正され、要綱で定めた世帯の所得割合算額に応じ、9月から第2子も対象とすることとなりました。

対象者の判断をするに当たり、関係する個人情報の確認が必要となるため、条例別表に「永平寺町すくすく保育支援事業実施要綱に係る事務」を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 議案第44号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第15、議案第44号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第44号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

マイナンバー通知カードが令和2年5月25日をもって廃止されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第16 議案第45号 永平寺町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（奥野正司君） 次に、日程第16、議案第45号、永平寺町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

- 町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第45号、永平寺町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

民法の一部改正に伴い、町営住宅の入居に係る連帯保証人の弁済上限額に関する規定の追加をはじめ、連帯保証人の条件緩和及び指定管理や駐車場の管理に関する規定の追加を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第17 議案第46号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（奥野正司君） 次に、日程第17、議案第46号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第46号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

民法の一部改正に伴い、特定公共賃貸住宅の入居に係る連帯保証人の弁済上限額に関する規定の追加をはじめ、連帯保証人の条件緩和及び指定管理や駐車場の

管理に関する規定の追加を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第18 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第18、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が本年12月31日をもって任期満了になるため、その後任者を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、総務課よりご説明いたします。

議案書の175ページをお願いいたします。

推薦する候補者は、氏名、波多野公子氏でございます。住所、永平寺町東古市第22号145番地。生年月日、昭和39年11月28日でございます。

なお、略歴につきましては176ページに記載のとおりでございます。

波多野氏につきましては、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、積極的な人権擁護活動を行っていただける方でございます。よって、人権擁護委員として適任であることから、波多野氏を推薦するものでございます。

なお、任期につきましては3年でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、波多野公子君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、波多野公子君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午前11時58分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第19 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第19、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が本年12月31日をもって任期満了になるため、その後任者を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、総務課よりご説明いたします。

議案書の177ページをお願いいたします。

推薦する候補者は、氏名、森塚美智子氏でございます。住所、永平寺町松岡下合月第19号12番地。生年月日、昭和28年7月5日でございます。

なお、略歴につきましては178ページに記載のとおりでございます。

森塚氏は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、積極的な人権擁護活動を行っていただける方でございます。よって、人権擁護委員として適任であることから、森塚氏を推薦するものでございます。

なお、任期は3年でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、森塚美智子君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、森塚美智子君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 0時03分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第20 議員派遣の件～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 0時04分 休憩）

（午後 0時05分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

なお、明日9月5日から9月8日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

明日9月5日から9月8日までを休会とします。

9月9日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 0時05分 散会)